

質問回答書（令和6年2月29日掲載）

件名 横浜市図書館再整備構想等策定支援業務委託

No.	分類	質問	回答
1	提案書 作成要領 6-(1)	様式4-1業務実績について ホールや劇場は社会教育施設に含まれるでしょうか。	社会教育施設は、社会教育法第2条に定める「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」に係る施設を想定しています。ホールや劇場、体育館も含まれます。
2	提案書 作成要領 6-(1)	2-1業務に対する考え方、および2-2業務実施手法に該当する様式が公表されていませんが、任意様式でしょうか。	2-1、2-2の様式4については、2/29にホームページに追加公表します。ホームページからダウンロードしてください。
3	提案書 作成要領 6-(1)	2-2は「現況調査、地域特性、図書館へのヒアリング、周辺の動向調査を実施するうえで必要な視点や調査の手順」を示すこととされており、これらはいずれも再整備基本計画に関連する業務項目です。一方、評価基準では「再整備基本計画及び基本構想策定支援のための各検討項目における手法の具体性、確実性」を評価するとあります。2-2では、「現況調査、地域特性、図書館へのヒアリング、周辺の動向調査」のみならず、再整備候補館に関する基本構想の策定についての手法も記載すべきでしょうか。	提案書評価基準の表1基本的評価事項の業務実施方針(2)の通り、2-2業務実施手法の妥当性については「再整備基本計画及び基本構想策定支援のための各検討項目における手法の具体性、確実性」を評価することとしていますので、業務実施手法については、「現況調査、地域特性、図書館へのヒアリング、周辺の動向調査」のみならず、再整備候補館に関する基本構想の策定についての手法も記載してください。
4	提案書 作成要領 9	プレゼンテーションでは、提出した提案書以外の資料（パワーポイント等で作成したプレゼン資料）を使用することは認められますでしょうか。	プレゼンテーションは、提案書に基づき行いますので、提案書作成要領8-(2)-アのとおり、提案書以外の資料を使用することは認められません。
5	提案書 作成要領 9-(3)	プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリングにアドバイザーが参加することが可能でしょうか。	プレゼンテーションへのアドバイザーの出席は可能ですが、プレゼンテーション及びヒアリングにおける発言は、統括責任者が所属する会社の者に限ります。

6	業務説明資料 5-(1)-イ	現況調査を行う館数の目安があればご教示ください。目安がない場合は、提案書作成時点では5館程度を想定することよろしいでしょうか。	目安は定めておりませんが、5館程度の調査を想定しています。
7	業務説明資料 5-(1)-イ	現況調査に「選定指標の提案に基づき委託者から指示する館を対象に以下の事項を検討する。」とありますが、何館程度を見込まれておられますか。	目安は定めておりませんが、5館程度の調査を想定しています。
8	業務説明資料 5-(2)	再整備候補館における基本構想の策定支援に、「概ね10年以内を実現可能な館について再整備に関する基本構想の作成を行う。」とありますが、選定する館は何館程度を見込まれておられますか。	基本構想は、「再整備候補館における基本構想の策定」に着手する館の選定指標により選定されるものですが、業務説明資料5委託業務内容に記載の各中間報告時期と契約履行期間を踏まえ、1館以上の基本構想を策定するものとして提案してください。
9	業務説明資料 5-(2)	再整備候補館における基本構想について、本業務期間中にパブリックコメントを実施されるご予定はあるでしょうか。	基本構想の中間報告から最終報告の間で、市民意見募集を予定しています。